

令和6年度

全国町村会総合賠償補償保険制度

町行事で“けがをした！ものを壊した！”

すぐ役場総務課又は行事等の担当課へご連絡ください。

町が主催・共催する行事(活動)および社会奉仕活動(ボランティア活動)への参加

での事故には、補償保険が支払われます。

内 容	保険金額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	20万～500万円
入院保険金	2万～30万円
通院保険金(1日以上から)	5千～12万円

※補償が不十分であれば、各地区で子供会安全保険・公民館総合保障制度保険に加入してください。

※スポーツ協会主催の活動時の保険は別となります。スポーツ行事参加中の事故については、大木町スポーツ協会にご連絡ください。



補償保険（災害補償保険）

町村等が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎりず。）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

対象となる町村等業務

- ① 学校教育活動（学校管理下における児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。）
- ② 町村等が主催する社会体育活動。社会文化活動および社会福祉活動
- ③ その他町村等が主催（共催を含みます。）し、住民が参加する行事
- ④ 社会奉仕活動（ボランティア活動）
- ⑤ 選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。

（注）②③および④の行事・活動への往復途上も対象です。ただし、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および、行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

なお、保険約款上、故意・病気・自然災害・変乱暴動・公務災害などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。



主催の定義

本保険制度で対象とする主催行事等とは、以下の少なくとも1つの要件を満たした行事であり、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある行事となります。

- ① その行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参加
- ② 運営担当者または体育指導委員等の参加あるいは設置
- ③ その行事等のための運営費の支出

共催の定義

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。したがって、実態上主催者としての要件を備えている場合は、その町村等が共催している行事等であるといえます。

社会奉仕活動（ボランティア活動）の定義

住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民のための業務・活動をいいます。

- ① 無報酬（注1）で行われる活動であること
- ② 労力の提供がなされること
- ③ 団体（注2）あるいは町村等の管理下で行われるものであること



（注1）無報酬とは労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費等は報酬に含まれません。

（注2）団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしもその町村等の住民だけで構成される必要はありません。